

通所リハビリテーションうらら運営規程

(運営規程設置の主旨)

第 1 条 医療法人健仁会が実施する通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）は指定通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 通所リハビリテーションの従業員は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し計画的に行う。

3 通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第 4 条 通所リハビリテーションを実施する事業所（以下「当事業所」という。）の名称および所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 通所リハビリテーションうらら

(2) 所在地 福島県喜多方市字下川原 8 2 9 0 番地 1 6

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 当事業所に従事する従業員職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

管理者	1 名	管理者は、当事業所に携わる従業員の総括管理指導を行う。
医師	1 名以上	医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
理学療法士・作業療法士	1 名以上	理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
介護職員	5 名以上	介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 当事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日（祝日、12月31日から1月3日を除く。）

営業時間 午前8時から午後6時

電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通所リハビリテーションの利用定員及び提供時間)

第 7 条 当事業所の利用定員は単位①が 15 名、単位②が 35 名とする。

提供時間

単位① 午前 9 時 30 分～午前 11 時 35 分

午後 1 時 30 分～午後 3 時 35 分

単位② 午前 9 時 30 分～午後 3 時 35 分

午前 9 時 30 分～午後 1 時 35 分

(通所リハビリテーションの内容)

第 8 条 通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

目的

① ADL の低下防止

⑦ 運動器の機能向上

② QOL の維持向上

⑧ 栄養改善

③ 寝たきり防止

⑨ 口腔機能の向上

④ 社会性の維持向上

⑩ 閉じこもり予防・支援

⑤ 精神状態の改善

⑪ 認知症予防・支援

⑥ その他利用者の状態の改善

⑫ うつ予防・支援

訓練等

① 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練

② 日常生活動作に関する訓練

⑤ 物理療法

③ 自助具適用使用訓練

⑥ 歩行訓練

④ 運動療法

⑦ 基本的動作訓

(通常の実施地域)

第 9 条 通常の実施地域は、次のとおりとする。

喜多方市、北塩原村

(利用料及びその他の費用の額)

第 10 条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合の額とする。

(利用料金)

①別紙のとおり

②第 9 条に規程した通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーションに要した送迎費については、以下の額を徴収する。

通常の実施地域を越えてから概ね 1 km 50 円

③ 食費 650 円

④その他、日常生活でかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者またはその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

(身体の拘束等)

第 11 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、利用者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を個別記録に記載する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者は集団であることの自覚を持って秩序を保ち、相互の親和を図り、当事業所の定めを厳守するものとする。

(苦情処理)

第13条 通所リハビリテーションに関する利用者及び家族の苦情に迅速にかつ適切に対応するために、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明する。

第14条

苦情・ハラスメント処理

虐待防止に関する事項

(非常災害対策)

第条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所管理者をあて、火元責任者には事業所職員をあてる。
- (2) 始業時、終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常火災用の設備点検契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ちあう。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は被害を最小限にとどめるため、自営消防隊を編成し任務の遂行にあたる。
- (6) 防災管理者は従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練(消火、通報、非難)	年1回以上
②利用者を含めた総合訓練	年1回以上
③非常災害用設備の使用方法的徹底	随時
- (7) その他必要な災害防止についても必要に応じて対応する体制をとる。

(緊急時等における対応方法)

第条 通所リハビリテーション利用時、状態の急変その他緊急事態が生じた時は速やかに医師及び家族に連絡する等の措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第条 通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

2 通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営に関する留意事項)

第条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、常務体制を保持する。

1 ①採用時研修 採用後3ヶ月以内

②継続研修 年1回

③虐待に関する研修 年2回

④権利擁護に関する研修 年2回

⑤認知症に関する研修 年2回

⑥感染症に関する研修 年2回

2 従業員は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知りえた利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4 この契約に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人健仁会あきもと整形外科クリニックが定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。